平成２２年（フ）第３３７１号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地８―311号棟108号室
破産者　チケットバンクこと　中嶋　信義
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１６７号
福岡市西区今宿青木170番地１、破産手続開始決定時の住所福岡市西区大字飯氏271番地
破産者　徳安　　忠
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７１号
佐賀県伊万里市立花町1462番地２
破産者　石井　繁美
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１７２号
佐賀県伊万里市立花町1462番地２
破産者　石井美津子
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２０年（フ）第６３６号
函館市宇賀浦町19番21号
破産者　濱本　有明
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１９２１号
仙台市若林区上飯田３丁目28番20号
破産者　若林　正樹
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６４８号
埼玉県草加市中根３丁目30番８号
破産者　井上みゆき
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３９２号
埼玉県越谷市千間台西３丁目４番地　パークタウン８―502
破産者　岩永　悦子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４９４号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番８―604号
破産者　吉村康之亮
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第９５６号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字西法寺１番地の14―４―103
破産者　荻　　良司
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７２７号
福岡県大野城市山田３丁目３番42号グランディールⅢ101号、破産手続開始決定時の住所福岡県大野城市大城２丁目９番33号
破産者　安恒　正祥
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０１号
福島県いわき市鹿島町御代字赤坂35番地の１、前住所福島県いわき市常磐湯本町上浅貝２番地の11
破産者　佐藤　　実
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２０２号
福島県いわき市鹿島町御代字赤坂35番地の１、前住所福島県いわき市常磐湯本町上浅貝２番地の11
破産者　佐藤ヒロ子（旧姓平田）
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第７４０号
神奈川県秦野市幸町３番20号　ウエルネス202号
破産者　内田　　弘
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２１号
石川県小松市浮柳町丙65番地
破産者　津田　依子
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１４１号
佐賀県唐津市北波多田中６番地15　下竹有市営住宅16号
破産者　河上金治郎
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１１０５号
熊本市御領１丁目９番18号
破産者　冨高　照男
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部